

■騒音の規制基準

制 定 平成23年 3 月 25 日伊豆の国市告示第33号
最近改正 平成27年 5 月 26 日伊豆の国市告示第82号

区域の区分	規制基準		
	昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで) (午後 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時まで)
第 1 種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第 2 種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第 3 種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第 4 種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

- 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 第 1 種区域と第 3 種区域若しくは第 4 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該第 3 種区域及び第 4 種区域の当該境界線から 30 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベル減じた値とする。
- この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、次の表の区域の欄に掲げる区域をいう。

区 域			
第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域	第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	近隣商業地域 商業地域	工業地域

備考 第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定によ

り定められた地域をいい、市街化調整区域は、同法第7条の規定により定められた区域をいう